

障害者差別解消法に係る相談内容一覧(令和2年度上半期分 4月～9月)

せいり 整理 ばんごう 番号	そうだん ないよう 相談内容						たいおう がいよう 対応概要	びこう 備考
	うけつけ じき 受付時期	けいろ 経路	そうだん しゃ 相談者	しょう 障がい しゅべつ 種別	ばめん 場面	そうだん ようし 相談要旨		
1	れいゆ ねん 令和2年 がつ 7月	らいちよう 来庁	ほんにん 本人	ちようかく 聴覚 しょう 障がい	ぎようせい 行政 さーびす サービス	ちようかく しょう 聴覚に障がいがある ため、区役所との相 談等をメールでした いと申出したが断ら れた。 メールでの相談等に 対応しないことは合 理的配慮の不提供に あたるのではない か。	がいとう か たい なん 該当課に対し、何ら かの配慮の申出が あった際には、お互 いの情報や意見を伝 え合いながら、ファク シミリや郵送などの 代替手段を提案する ことが重要であること を説明した。 相談者には、区ホー ムページからのお問 い合わせメールを 使ったやりとりがで きる旨を手紙で回答し た。	
2	れいゆ ねん 令和2年 がつ 7月	でんわ 電話	ほんにん 本人	せいしん 精神 しょう 障がい	① ぶくし 福祉 ② ぎようせい 行政 さーびす サービス	① きんむさき せきにん しゃ 勤務先の責任者 の態度が高圧的で、 でんわ 電話しても「まわりの しえんしゃ しょう しよう 支援者に相談して用 件をまとめて」と言わ れる。 せきにん しゃ しょう しょう 責任者の高圧的態 度を改善してほしい。 ② じようき く ほけんし 上記を区の保健師 に相談したが「そんな こと言われたのか」と 笑われてアドバイス 等もなかった。	① そうだん しゃ さべつ あん 相談者が、差別案 件として区から勤務 先へ働きかけること を希望しなかったた め、別の相談先を紹 介した。 ② たんとう ほけん し じじつ 担当保健師に事実 確認。相談があれば 笑ったりはしないが、 今後は誤解を与えな いよう特に気を付け るとのことだった。	

せいり 整理 ばんごう 番号	そうだん ないよう 相談内容					たいおう がいよう 対応概要	びごう 備考
	うけつけ じ き 受付時期	けいろ 経路	そうだん しゃ 相談者	しょう 障がい しゅべつ 種別	ばめん 場面		
3	れいゆ ねん 令和2年 が 8月	でんわ 電話	ほんにん 本人	なんびよう 難病	こよう・ 雇用・ しゅうぎよう 就業	<p>勤務先の非常勤講師採用規定の解雇項目(辞めてもらう理由)に「精神または身体の障害により職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えられないと認められた場合」と記載されている。障がい者を差別する表記である。</p> <p>当該解雇項目の言い回しは一般的に多く使われる表現であり差別とはならず、実際の解雇理由が障がいのみを理由としている場合は差別とすることを説明した。</p>	<p>相談者に「体調を崩し解雇される不安」等が感じられるため、自身の体調を優先し職場環境については勤務先とよく話合うよう説明した。勤務先及び居住地のハローワークで相談ができることを案内した。</p>
4	れいゆ ねん 令和2年 が 8月	でんわ 電話	ほんにん 本人	せいしん 精神 しょう 障がい	た その他 (携帯電 話会社)	<p>支払済みなのにスマートフォン未払い料金請求書が届いた。スマートフォン申込時に身分証として精神障害者手帳を見せたので、「理解力が無い」と考え二重払いをさせようとしている。事業者に謝罪させ、処分してほしい。</p> <p>携帯電話会社に請求及び過去の支払いの詳細について問い合わせるよう説明した。また、区には事業者への処分等の権限はないため携帯電話会社を指導することはできないことを説明した。国等とも共有する全国消費生活情報ネットワークシステムに苦情内容を記録して報告をあげる扱いとすることで納得いただいた。</p>	

せいり 整理 ばんごう 番号	そうだん ないよう 相談内容					たいおう がいよう 対応概要	びごう 備考	
	うけつけ じ き 受付時期	けいろ 経路	そうだん しゃ 相談者	しょう 障がい しゅべつ 種別	ばめん 場面			そうだん ようし 相談要旨
5	れいめい ねん 令和2年 が 9月	でんわ 電話	ほんにん 本人	しょう 障がい しゅべつ 種別 聴覚	ぎょうせい 行政 サービス	<p>くやしょ まどぐち い 区役所の窓口へ行く さい ちょうかく しょう 際、聴覚に障がい ひと こゑ まきと あり人の声が聞き取 りづらいので、補助 のため ちじん どうこう 知人に同行し てもらったが、窓口の しょういん りゆう き 職員から理由も聞か れず ちじん りせき もと 知人の離席を求 められた。 じじつ かくにん およ さいほつ ぼう 事実確認及び再発防 し さく ころ 止策を講じてほしい。</p>	<p>がいてう しょういん じじつ かくにん 該当職員に事実確認 したところ、聴覚に障 がいがあることを知 らず、りゆう たず 理由を尋ねず ちじん りせき もと 知人の離席を求めた ことについては、同 じつ しゃざい 日謝罪している、との ことだった。 そうだん しゃ じじつ かく 相談者には、事実確 認したこと およ さいほつ 及び再発 ぼうし さく てがみ 防止策について手紙 で かいどう 回答した。</p>	
6	れいめい ねん 令和2年 が 9月	でんわ 電話	ほんにん 本人	したい 肢体 ふじゆう 不自由	ぎょうせい 行政 サービス	<p>こうざ もうしこみ さい うけ 講座申込の際に、受 つけ しょういん しめい 付の職員から氏名を なんど き 何度も聞かれたり、 しょう 障がいについての配 りよ きと 慮の聞き取りがなく ふあん 不安になった。障が いはいりよ いの配慮については かなら きと 必ず聞き取りしてほ しい。</p>	<p>こうざ とうじつ たんどう しょういん 講座当日、担当職員 が しょうだん しゃ ちゅう 相談者からの申し 出を聞き取りし しゃざい 謝罪し た。こんご うけつけ ほうほう 今後は受付方法 について さいかくにん 再確認し、 じゅうぶん ひきつ おこな 十分な引継ぎを行う ようにすると説明し、 なつとく 納得いただいた。</p>	

※相談者から「障がい者差別である」との申出があった内容を掲載しています。

※雇用分野については、「障害者雇用促進法」に規定されています。